



福岡医発第2034号 (保)  
平成15年 2月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 関 原



健康保険組合における診療報酬の審査及び支払いに関する  
事務の取扱いについて

標記の件につきましては、平成15年1月17日付け福岡医発第1824号 (保)にてご連絡いたしておりましたが、今般、日本医師会より合意する医療機関は慎重に熟慮した上で対応されるよう別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知徹底方よろしく願いいたします。

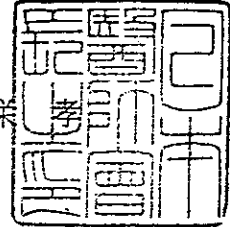
事務連絡（保 161）

平成 15 年 2 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄



「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」

標記の件につきましては、別紙のとおり平成 14 年 12 月 26 日付日医発第 976 号（保 152）により、貴職あてご連絡申し上げているところでありますが、「健康保険組合における診療報酬の直接審査・支払」につきましては、日本医師会としては、従来どおり断固反対であることを明らかにしております。

健康保険組合が直接審査を実行する場合には、本会としては公平な審査体制の確保、患者さんのプライバシーの保護、従事する者の守秘義務、健康保険組合からの委託事業者への公平性及び守秘義務等を遵守するよう求め、それに沿った通知が厚生労働省から達されましたことは、昨年 12 月にご報告したとおりであります。

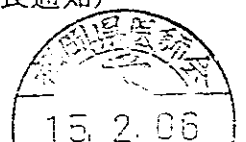
実際には、健康保険組合が上記の厳しい規定（通知）を厳守し、かつ、審査・支払に関して健康保険組合と医療機関が合意（契約）した場合にのみ、当該医療機関のレセプトを健康保険組合が直接審査・支払することができるものであります。このように医療機関の合意がなければ実施できないものでありますので、合意する医療機関は慎重に熟慮した上で対応するよう、貴会会員へのご指導方お願い申し上げます。

なお、厳しい規定を設けたため、現在のところ実施を計画している健康保険組合はないと聞いておりますが、今後とも情報の把握に努めてまいりますので、貴職におかれましても、そのような情報等がございましたらご一報いただければ幸いです。

（添付資料）

健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて

（平 14.12.26 日医発第 976 号（保 152）都道府県医師会長あて日本医師会長通知）



福岡県医発第1824号（保）

平成15年 1月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎

健康保険組合における診療報酬の審査及び  
支払に関する事務の取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、厚生労働省保険局長通知（平 14. 12. 25 保発第 1225001 号）により昭和 23 年通知が廃止され、行政指導がなくなり健康保険組合による審査及び支払が実施可能となった旨の通知であります。

これは日本医師会の反対にもかかわらず、小泉内閣の規制緩和の意向を受けて実施されたものであります。しかしながら、実行上健康保険組合が直接審査及び支払をすることに対して、公平な審査体制の確保、患者さんのプライバシーの保護、従事する者の守秘義務、健康保険組合からの委託事業者への公平性及び守秘義務等を遵守するよう日本医師会より求め、今回の通知となったものであります。

今回の通知の主な内容は、健康保険組合と医療機関が合意（契約）した場合にのみ、当該医療機関で受診した当該健康保険組合の被保険者・被扶養者に限って、レセプトを健康保険組合が審査及び支払いすることができることにしたものであり、健康保険組合においても公平に審査できる体制を確保して初めて実施できるというものであります。健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領概要は、下記のとおりであります。

なお、本通知により、今後、健保組合より各医療機関へ直接審査・支払いに関する契約の依頼があることが予想されますが、このような申し出には、安易に応じないよう会員各位へ周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 【健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領概要】

#### 1. 健康保険組合等による審査及び支払

- ①自ら審査・支払事務を行わない健康保険組合は従前どおり基金に委託
- ②自ら審査・支払事務を行う健康保険組合
  - ・当該健康保険組合と合意した医療機関のみが対象となる。
  - ・当該健康保険組合は基金以外の事業者にも委託可能であるが、委託された基金以外の事業者は更に別の事業者にも再委託はできない。

#### 2. 対象となる診療報酬請求書（上記1の②の場合）

- ①健康保険組合が自ら審査・支払事務を行う場合
  - ・合意した医療機関で受診した当該健康保険組合の単独の診療報酬請求書
  - ・会費併用及び老人医療に係る診療報酬請求書は従前どおり基金へ提出

#### 3. 公正な審査体制（上記1の②の場合）

- ①各診療科について十分な知識と能力を有する医師が審査を担当する等適正な審査を行える体制を確保すること。
- ②対象医療機関の医師は自院の審査をしてはならない。
- ③健康保険組合が審査・支払に関する事務を事業者委託する場合
  - ・委託した事業者は本要領（別添1）による適正な審査体制を確保する。
  - ・健康保険組合は事業者に対して必要な指導監督を行う。
- ④対象医療機関の診療報酬請求書の作成を委託されている者に、審査・支払いに関する事務を委託してはならない。（診療報酬請求書の作成を委託されている者と実質的に同一または子会社等とみなされる場合も同様である。）
- ⑤地方社会保険事務局等は健康保険組合に対し、審査の適正を確保するため、審査の基本方針や審査状況について、必要な報告を求めるなどの指導監督を行う。

#### 4. 個人情報の保護

- ①健康保険組合は、被保険者等の個人情報が漏えいしないよう、万全を期すこと。
  - ・服務規程等において職員の守秘義務を明記する。
  - ・個人情報に関する取扱責任者を定める。
  - ・個人情報の取扱いに関し、漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の保護のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- ②審査・支払に関する事務を委託された事業者は、本要領（別添1）により健康保険組合に求める個人情報の保護に関する措置と同様の措置をとる必要がある。

- ・健康保険組合は、委託した事業者これらの措置を適切に行わせる責任を有する。（当該事業者に必要な指導監督を行うこと。）
- ・委託した事業者が個人情報の漏えい等をした場合の損害賠償や契約解除に関する規定を明記する。

③個人情報の保護については、別に定める「個人情報保護の徹底について（平 14. 12. 25 保発第 1225003 号）」及び「健康保険組合における個人情報保護の徹底について（平 14. 12. 25 保保発第 1225001 号）」に従い、徹底を図る。

- ・これに違反した場合には、健康保険組合に対し必要な行政処分を行うとともに公表を行う。

#### 5. 紛争処理ルールの特明確化

- ①審査内容に関する見解の相違や支払の遅延など審査・支払に関する紛争の発生に備え、支払期日を明確にする。
- ②紛争が生じた場合の処理ルールについて、健康保険組合と契約した医療機関の間で、あらかじめ具体的な取決めを文書により取り交わす。

#### 6. その他

- ①地方厚生（支）局は、健康保険法第 27 条、第 29 条の規定等に基づき、健康保険組合に対し、必要な審査体制、個人情報の保護、その他の状況につき適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。
- ②契約した医療機関は、全ての被保険者を平等に取扱う。
- ③健康保険組合は、患者のフリーアクセスを阻害することがあってはならない。

平成14年12月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄 孝

健康保険組合における診療報酬の審査及び  
支払に関する事務の取扱いについて

診療報酬の審査及び支払につきましては、健康保険法第76条に基づき、その事務の取扱いにつきましては、昭和23年8月21日付け保発第42号厚生省保険局長通知（「健康保険組合における診療報酬の支払に関する件」）により、社会保険診療報酬支払基金に審査・支払業務を委託する旨の行政指導によって運営されてきました。

今般、厚生労働省保険局長通知（平14.12.25保発第1225001号）により昭和23年通知が廃止され、行政指導がなくなり健康保険組合による審査及び支払が実施可能となりました。

これは日本医師会の反対にもかかわらず、小泉内閣の規制緩和の意向を受けて実施されたものであります。しかしながら、本会としては実行上健康保険組合が直接審査及び支払をすることに対して、公平な審査体制の確保、患者さんのプライバシーの保護、従事する者の守秘義務、健康保険組合からの委託事業者への公平性及び守秘義務等を遵守するよう求め、今回の通知となったものであります。

今回の通知の主な内容は、健康保険組合と医療機関が合意（契約）した場合

にのみ、当該医療機関で受診した当該健康保険組合の被保険者・被扶養者に係る全てのレセプトを健康保険組合が審査及び支払することができることにしたものであり、健康保険組合においても公平に審査できる体制を確保して初めて実施できるというものであります。

今回の通知により、健康保険組合が直接審査及び支払事務を実施する場合には、別添1の「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領」が実施の条件となり、これは社会保険診療報酬支払基金の取扱いと同等の条件であり、その主な内容は下記のとおりであります。

また、個人情報保護につきましても、同日付保発第 1225003 号が厚生労働省保険局長から、保保発第 1225001 号が厚生労働省保険局保険課長から、各々健康保険組合理事長あてに通知が出され、同時に同局長から都道府県知事あてに通知（「個人情報保護の徹底について」）が出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、本件に関しては貴職へご連絡したよりも若干遅れますが、郡市区医師会長あてにも送付する予定です。

## 記

### 【健康保険組合における診療報酬の審査及び

#### 支払に関する事務の取扱い要領概要】

#### 1. 健康保険組合等による審査及び支払

①自ら審査・支払事務を行わない健康保険組合は従前どおり基金に委託

②自ら審査・支払事務を行う健康保険組合

- ・当該健康保険組合と合意した医療機関のみが対象となる。

- ・当該健康保険組合は基金以外の事業者にも委託可能であるが、委託された基金以外の事業者は更に別の事業者に再委託はできない。

## 2. 対象となる診療報酬請求書（上記1の②の場合）

### ①健康保険組合が自ら審査・支払事務を行う場合

- ・合意した医療機関で受診した当該健康保険組合の単独の診療報酬請求書
- ・公費併用及び老人医療に係る診療報酬請求書は従前どおり基金へ提出

## 3. 公正な審査体制（上記1の②の場合）

- ①各診療科について十分な知識と能力を有する医師が審査を担当する等適正な審査を行える体制を確保すること。
- ②対象医療機関の医師は自院の審査をしてはならない。
- ③健康保険組合が審査・支払に関する事務を事業者に委託する場合
  - ・委託した事業者は本要領（別添1）による適正な審査体制を確保する。
  - ・健康保険組合は事業者に対して必要な指導監督を行う。
- ④対象医療機関の診療報酬請求書の作成を委託されている者に、審査・支払いに関する事務を委託してはならない。（診療報酬請求書の作成を委託されている者と実質的に同一または子会社等とみなされる場合も同様である。）
- ⑤地方社会保険事務局等は健康保険組合に対し、審査の適正を確保するため、審査の基本方針や審査状況について、必要な報告を求めるなどの指導監督を行う。

## 4. 個人情報の保護

- ①健康保険組合は、被保険者等の個人情報that漏えいしないよう、万全を期すこと。
  - ・服務規程等において職員の守秘義務を明記する。
  - ・個人情報に関する取扱責任者を定める。
  - ・個人情報の取扱いに関し、漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の保護のために必要かつ適切な措置を講ずる。

②審査・支払に関する事務を委託された事業者は、本要領（別添１）により健康保険組合に求める個人情報の保護に関する措置と同様の措置をとる必要がある。

- ・健康保険組合は、委託した事業者これらの措置を適切に行わせる責任を有する。（当該事業者に必要な指導監督を行うこと。）

- ・委託した事業者が個人情報の漏えい等をした場合の損害賠償や契約解除に関する規定を明記する。

③個人情報の保護については、別に定める「個人情報保護の徹底について（平 14.12.25 保発第 1225003 号）」及び「健康保険組合における個人情報保護の徹底について（平 14.12.25 保保発第 1225001 号）」に従い、徹底を図る。

- ・これに違反した場合には、健康保険組合に対し必要な行政処分を行うとともに公表を行う。

## 5. 紛争処理ルールの明確化

①審査内容に関する見解の相違や支払の遅延など審査・支払に関する紛争の発生に備え、支払期日を明確にする。

②紛争が生じた場合の処理ルールについて、健康保険組合と契約した医療機関の間で、あらかじめ具体的な取決めを文書により取り交わす。

## 6. その他

①地方厚生(支)局は、健康保険法第 27 条、第 29 条の規定等に基づき、健康保険組合に対し、必要な審査体制、個人情報の保護、その他の状況につき適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。

②契約した医療機関は、全ての被保険者を平等に取扱う。

③健康保険組合は、患者のフリーアクセスを阻害することがあってはならない。

(添付資料)

1. 健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて (平 14.12.25 保発第 1225001 号 健康保険組合理事長宛 厚生労働省保険局長通知)

2. 個人情報保護の徹底について

(平 14.12.25 保発第 1225003 号 健康保険組合理事長宛 厚生労働省保険局長通知)

3. 健康保険組合における個人情報保護の徹底について

(平 14.12.25 保保発第 1225001 号 健康保険組合理事長宛 厚生労働省保険局保険課長通知)

「別添 健康保険組合における個人情報保護に関する遵守基準」

4. 個人情報保護の徹底について

(平 14.12.25 保発第 1225004 号 都道府県知事宛 厚生労働省保険局長通知)